

◇ 資 料 編

資料編目次

徳島県議会議会改革検討会議最終報告書	171
1 徳島県議会議会改革検討会議の設置及び取り組み方針	172
2 検討の経緯及び概要	172
3 主な検討の成果	179
徳島県議会基本条例	181
議会改革行動計画(平成26年6月現在)	187
笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例	209
徳島県大規模災害被災者等支援基金条例	213
とくしま文化の日を定める条例	215
徳島県人と人との絆を紡ぐ条例	217
徳島県豊かな森林を守る条例	219
徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例	229
徳島県スポーツ推進条例	233
徳島県消防防災人材の育成の推進に関する条例	237
徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例	241
徳島県議会選挙区等検討委員会結果報告書	245
I 選挙区等検討委員会の設置	246
II 議員定数に関する意識調査の実施	246
III 検討の経緯及び概要	247
IV 主な論点	249
V むすび	252
VI 参考資料	253
徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例	255
徳島県議会と四国大学との連携に関する協定書	257
徳島県議会表彰要綱	258

徳島県議会議会改革検討会議
最終報告書

平成25年2月

1 徳島県議会議会改革検討会議の設置及び取り組み方針

徳島県議会議会改革検討会議は、議会改革を推進し、県民に開かれた議会とするための協議または検討を行うため、地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として位置づけ、平成23年5月17日に臨時的に設置されたものである。

取り組み方針として「機能の強化」、「効果的な議会運営」、「開かれた議会」の3点を掲げて議論を進め、平成25年2月までの約2年間、全18回にわたって会議を開催し検討を行った。

2 検討の経緯及び概要

第1回検討会議（平成23年5月17日）

（1）座長・副座長の選出について

座長に藤田豊議員、副座長に三木亨議員を選出した。

（2）会議の運営について

検討会議は報道機関に原則公開して行うこととした。

検討会議の設置期間はおおむね2年間とし、「できることから直ちに取り組む」という基本方針を確認した。

検討会議での決定事項は、議長に報告し、会長・幹事長会での承認を経て実施することとした。

第2回検討会議（平成23年6月2日）

（1）「機能の強化」－徳島文理大学との包括連携協定事業の実施－について

◎昨年度の取り組みを報告し、事業の継続を決定した。

（2）各会派からの提案事項について

各会派が改革すべき事項を提案した。

（3）今後の検討の進め方について

今年度末には中間報告書を取りまとめ、議長に提出することとした。

第3回検討会議（平成23年7月7日）

（1）会議のスケジュール等について

各会派から提案された改革すべき事項を「機能の強化」、「効果的な議会運営」、

「開かれた議会」の3つの観点に整理し、議論を進めることとした。

検討会議のスケジュールについて協議し、テーマごとに2～3回の議論を行うこととした。

(2) 「効果的な議会運営」－委員会の運営－について

常任・特別委員会の議事録のホームページ公開や地域協議会の実施等について協議を行い、各会派の意見を調整することとした。

(3) 視察について

山口県議会及び広島県議会における議会改革の取り組み状況を視察することとした。

(4) その他

- ⑤ 「開かれた議会」について協議する際の基礎資料とするため、議会広報に係る県民へのアンケートが提案され、その場で実施を決定した。
- ⑥ 「開かれた議会」の一環として議会コンサートの開催が提案され、その場で実施を決定した。

第4回検討会議（平成23年9月14日）

(1) 視察の報告について

8月4日、5日に実施した山口県議会及び広島県議会における視察の概要を報告した。

(2) 「開かれた議会」－議会広報に係る県民へのアンケートの実施－について

9月29日から10月12日までの間、「オープンとくしまeモニターアンケート」を利用し、アンケートを実施することとした。

(3) 「効果的な議会運営」－委員会の運営－について

- ◎ 常任・特別委員会の議事録のホームページ公開を決定した。
- ◎ 委員会説明資料のホームページ公開を決定した。

[・平成23年9月定例会以降の議事録及び委員会説明資料を公開の対象とした。]

第5回検討会議（平成23年10月12日）

(1) 「効果的な議会運営」－本会議の運営－について

開会時間の早期化や代表・一般質問における質問項目のホームページへの前日掲載等について協議を行い、各会派の意見を調整することとした。

第6回検討会議（平成23年11月10日）

（1）「効果的な議会運営」－本会議の運営－について

◎ 開会時間の早期化を決定した。

◎ 代表・一般質問における質問項目のホームページへの前日掲載を決定した。

- ・平成23年11月定例会から開会時間の早期化及び質問項目の前日掲載を実施することとした。
- ・本会議の開議時刻を午前10時とし、代表・一般質問においては午前中2名、午後から2名が質問を行うこととした。

（2）「開かれた議会」－議会広報に係る県民へのアンケートの集計結果－について

アンケートの集計結果を報告した。173名のeモニターから回答が得られ、回答率は86.5%であった。この結果を踏まえ、広報の効果的な実施方法等を検討することとした。

第7回検討会議（平成23年12月13日）

（1）「効果的な議会運営」－議会運営－について

議会日程の早期公表について協議を行い、各会派の意見を調整することとした。

（2）「開かれた議会」－県民への情報発信－について

◎ 「県議会だより」（第72号）における広報特集記事の掲載が提案され、その場で実施を決定した。

◎ ケーブルテレビ会社への情報発信の要請が提案され、その場で実施を決定した。
議案のホームページ公開について協議を行い、各会派の意見を調整することとした。

第8回検討会議（平成24年2月17日）

（1）「効果的な議会運営」－議会運営－について

◎ 議会日程の早期公表を決定した。

（2）「開かれた議会」－県民への情報発信－について

◎ 議案のホームページ公開を決定した。

（3）中間報告書について

試案に基づき協議を行い、各会派の意見を調整することとした。

（4）次年度における活動方針及び計画について

次年度における活動方針及び計画（案）について協議を行い、各会派の意見を

調整することとした。

第9回検討会議（平成24年3月19日）

（1）中間報告書について

中間報告書を確認の上、決定した。

検討会議終了後、中間報告書を議長に提出することを決定した。

（2）次年度における活動方針及び計画について

次年度における活動方針及び計画を確認の上、決定した。

第10回検討会議（平成24年6月5日）

（1）副座長辞任の件について

三木亨議員が副座長を辞任し、岡田理絵議員を新たに選出した。

（2）「機能の強化」－大学との包括連携協定事業の実施－について

◎徳島文理大学との連携事業を引き続き継続していくこと及び四国大学との包括連携協定締結の折には新たな事業にも取り組むことを決定した。

（3）会議のスケジュールについて

今年度上半期に「機能の強化」を、下半期に議会基本条例をそれぞれ議論することとし、「県民への説明責任・県民の意思の反映」等について、順次、検討項目を決定していくこととした。

（4）「機能の強化」－政策提言・政策立案機能の強化－について

政策条例検討組織の設置について、座長の試案をもとに調整することとした。

（5）「機能の強化」－監視・評価機能の強化－について

県行政に係る基本計画の議決条例を検討項目とすることを決定し、今年度下半期に議論することとした。

（6）その他

◎「開かれた議会」の一環として、平成24年6月定例会から議事堂1階ホールに展示パネルを設置し、議会活動の写真等を掲示することが提案され、その場で実施を決定した。

第11回検討会議（平成24年7月5日）

（1）会議のスケジュールについて

県行政に係る基本計画の議決条例の検討を行うため、「監視・評価機能の強化」について検討期間を延長したスケジュールの修正案を決定した。

(2) 「機能の強化」－政策提言・政策立案機能の強化－について

◎ 議員が提出する政策条例の議案の作成に関し協議又は調整を行うことを目的として、「徳島県議会政策条例検討会議」を地方自治法第100条第12項に基づく「協議等の場」に位置づけた、常設の組織として設置することを決定した。

(3) 視察について

全国都道府県議会議長会及び茨城県議会の議会改革の取り組み状況を視察することとした。

(4) その他

◎ 「政策提言・政策立案機能の強化」の一環として、県政の重要案件が生じた場合に、有識者や企業の方等を招いた勉強会を議会として開催することとし、当該勉強会を議会改革の1つに位置づけることを決定した。

◎ 噴緊の課題をテーマとした議会事務局内の各プロジェクトチームについて、「議会事務局の機能強化」として、議会改革の1つに位置づけることを決定した。

・ケーブルテレビ3社が新たに放送を開始することとなり、今後、県内全てのケーブルテレビで議会日程等の情報発信がなされることを報告した。

第12回検討会議（平成24年9月3日）

(1) 視察の報告について

7月10日、11日に実施した全国都道府県議会議長会及び茨城県議会における視察の概要を報告した。

(2) 「開かれた議会」－県民への説明責任・県民の意思の反映－について

◎ 議会事務局予算のホームページ公開が提案され、その場で実施を決定した。
◎ 議員連盟の活動のホームページ公開が提案され、その場で実施を決定した。

(3) 「機能の強化」－議会基本条例－について

議会基本条例の制定に向け協議を進めていくことを決定し、次回の検討会議において、各会派が提案する条例案を検討することとした。

(4) その他

今年度に議員定数に関する県民の意識調査を実施し、来年度に調査結果を踏ま

えた具体的な検討を行うため、平成24年9月定例会での選挙区等検討委員会の設置について提案があり、調整することとした。

第13回検討会議（平成24年9月18日）

（1）「機能の強化」－議会基本条例－について

自由民主党・県民会議及び新風・民主クラブから、それぞれ条例案の説明があり、自由民主党・県民会議から提案のあった議会改革行動計画の策定について、調整することとした。

（2）「機能の強化」－選挙区等検討委員会の設置－について

◎ 地方自治法第100条第12項に基づく「協議等の場」として、「徳島県選挙区等検討委員会」を臨時的に設置することを決定した。

第14回検討会議（平成24年10月11日）

（1）「機能の強化」－議会基本条例－について

- ・議会改革行動計画を策定することとし、本県の議会基本条例は議会改革行動計画を盛り込んだ条例とすることを決定した。
- ・議会改革行動計画の内容について調整することとした。
- ・最終条例案を平成25年2月定例会に提出する予定で進めていくこととした。

第15回検討会議（平成24年11月9日）

（1）「機能の強化」－議会基本条例－について

- ・議会改革行動計画について、修正点・追加項目についての協議を行い、当検討会議としての案を取りまとめた。
- ・議会基本条例の条例本体について、自由民主党・県民会議から提案のあった条例案をもとに、調整することとした。

第16回検討会議（平成24年11月19日）

（1）「機能の強化」－議会基本条例－について

議会基本条例の条例本体について、修正点・追加条項等についての協議を行い、当検討会議としての案を取りまとめた。

（2）「機能の強化」－監視・評価機能の強化－について

県行政に係る基本計画の議決条例案及び同条例を平成24年11月定例会に提出し、徳島県教育振興計画を平成25年2月定例会での議決対象とした旨の提

案があり、本件について調整することとした。

第17回検討会議（平成24年11月30日）

（1）「機能の強化」－議会基本条例－について

- ・議会基本条例及び議会改革行動計画のパブリックコメントについて、実施期間を1ヵ月程度、実施時期は会長・幹事長会で正式に決定後、直ちに行うことを決定した。

- ・議会基本条例全議員勉強会を12月19日の本会議閉会後に行うことを決定した。

（2）「機能の強化」－監視・評価機能の強化－について

- ◎ 県行政に係る基本計画の議決条例案及び法令審査を踏まえた条例修正案について協議を行い、当検討会議としての最終条例案を決定した。

- ・本条例案を平成24年11月定例会に提出し、徳島県教育振興計画を平成25年2月定例会での議決対象とすることを決定した。

- ・議決対象となる計画の選定から議決に至るまでの手順（フロー）について座長試案が示され、決定した。

第18回検討会議（平成25年2月6日）

（1）「機能の強化」－議会基本条例－について

- ・パブリックコメントにおいて提出された意見等について、「パブリックコメントの募集結果及び考え方」として取りまとめた。

- ・法令審査を踏まえた条例修正案について協議を行い、決定した。

- ◎ 当検討会議としての最終条例案及び最終計画書案を決定し、平成25年2月定例会に条例案を提出することとした。

（2）最終報告書について

座長試案に基づき協議を行い、決定した。

検討会議終了後、最終報告書を議長に提出することを決定した。

3 主な検討の成果

検討の結果、新たに実施が決まった主な事項は次のとおりである。

議会基本条例の制定・議会改革行動計画の策定 (※別紙1参照)

議会における最高規範として、議会の基本理念を定め、その実現を図るため、議員の責務、議会運営の原則、議会の役割等を明らかにした「徳島県議会基本条例」を決定した。(平成25年2月18日可決(予定))

また、議会においてこれまで進めてきた様々な議会改革の取り組みを後戻りさせることなく、議会改革に継続して取り組むため、重点的に取り組むべき方策やその具体的数値目標を定める「議会改革行動計画」を決定した。(同計画のうち検討会議で実施を決定した事項は別表のとおり)

県行政に係る基本計画の議決条例の制定 (※別紙2参照)

「監視・評価機能の強化」の一環として、県の主要な計画を議決事件として定めることにより、理事者に対して、議会の議決や立案過程における議会への報告を義務づけ、県行政に対し、より一層、議会の意見を反映させることを目的とした「徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例」を決定した。

(平成24年12月19日可決)

また、次のとおり新たな検討組織の設置を決定した。

政策条例検討会議の設置

「機能の強化」の観点から、議員提案による政策条例の検討の場として、地方自治法第100条第12項に基づく「徳島県議会政策条例検討会議」を設置を決定し、条例提案から制定に至るまでの一連のシステムを整えた。(平成24年7月6日可決、同月17日設置)

選挙区等検討委員会の設置

議員定数等の検討に当たり、平成24年度に県民の意識調査を実施し、平成25年度に調査結果を参考として具体的な検討を行うため、地方自治法第100条第12項に基づく「徳島県議会選挙区等検討委員会」を設置することを決定した。(平成24年10月12日設置)

(別表) 検討会議において新たに実施・見直しを行った事項

<機能の強化>

- ・徳島文理大学・四国大学との包括連携協定事業の実施（第2回、第10回会議決定）
- ・政策条例検討会議の設置（第11回会議決定）
- ・有識者・企業等との勉強会の開催（第11回会議決定）
- ・議会事務局プロジェクトチームの設置（第11回会議決定）
- ・選挙区等検討委員会の設置（第13回会議決定）
- ・県行政に係る基本計画の議決条例の制定（第17回会議決定）
- ・議会基本条例の制定・議会改革行動計画の策定（第18回会議決定）

<効果的な議会運営>

- ・常任・特別委員会の議事録のホームページ公開（第4回会議決定）
- ・委員会説明資料のホームページ公開（第4回会議決定）
- ・本会議の開会時間の早期化（第6回会議決定）
- ・代表・一般質問における質問項目のホームページへの前日掲載（第6回会議決定）
- ・議会日程の早期公表（第8回会議決定）

<開かれた議会>

- ・議会広報に係る県民へのアンケートの実施（第3回会議決定）
- ・議会コンサートの開催（第3回会議決定）
- ・「県議会だより」における広報特集記事の掲載（第7回会議決定）
- ・ケーブルテレビ会社への情報発信の要請（第7回会議決定）
- ・議案のホームページ公開（第8回会議決定）
- ・議会活動の展示パネルの設置（第10回会議決定）
- ・議会事務局予算のホームページ公開（第12回会議決定）
- ・議員連盟活動のホームページ公開（第12回会議決定）

徳島県議会基本条例

目次

前文

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 議員の責務及び活動（第四条—第十一条）
- 第三章 議会運営の原則等（第十二条—第十五条）
- 第四章 議会の役割及び機能（第十六条—第二十一条）
- 第五章 知事等との関係等（第二十二条—第二十四条）
- 第六章 県民との関係（第二十五条—第二十八条）
- 第七章 議会改革（第二十九条・第三十条）
- 第八章 議会事務局等（第三十一条・第三十二条）
- 第九章 最高規範性（第三十三条）
- 第十章 補則（第三十四条）

附則

徳島県は、鳴門の渦潮、県南部の海岸線、剣山、吉野川などの豊かな自然、世界に誇りうる阿波踊り、阿波人形浄瑠璃、阿波藍などの伝統的な文化や産業、うだつの町並み、祖谷のかずら橋などの歴史的及び文化的な遺産、更には豊富で新鮮な農林水産物といった多彩で魅力あふれる地域資源を有している。

こうした地域資源が持つ潜在力を引き出すことにより県民の夢と希望を実現し、後世に引き継いでいくことは、本県の県政を委ねられた我々、徳島県議会議員の責務である。

徳島県議会は、明治十二年に公選制の県会として開設されて以来、先人たちの高い志を受け継ぎ、長い歴史と伝統に培われた円滑な議事運営に努めるとともに、自由闊達な議論を尊重するなど、県民を代表する県議会として、その役割を最大限に果たしてきたところである。

時代は地方分権改革のさなかにあって、平成十二年のいわゆる地方分権一括法の施行等により地方自治体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、平成二十二年には関西広域連合が発足するなど、地方自治を取り巻く環境は大きく変化している。

知事とともに二元代表制の一翼を担う徳島県議会は、県民の意見の集約と調和を図る立場にあることを自覚して地方分権改革を成し遂げ、本県の自主性や自立性を高めるとともに、主権者である県民の立場に立った真の地方自治を実現するという強い意志を持って、その果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、更なる議会改革に取り組んでおり、今こそ、その成果を確かなものとして未来に継承していくかなければならない。

そのため、我々、徳島県議会議員は、議会改革の推進方策を体系的に取りまとめた議会改革行動計画の策定をこの条例に位置付けるとともに、本県のあるべき姿を希求し、その未来は県民とともに築いていくものであることを改めて宣言する。

そして、県議会が県政の最高意思決定機関であることから、議会は自治体の最高責任者であるとの認識の下に、徳島県議会議員の一人一人がその能力を最大限に發揮することにより、県民の負託にこたえ、県政の発展に寄与する議会を築くことを決意し、徳島県議会における最高規範としてこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、徳島県議会（以下「議会」という。）における最高規範として、議会の basic 理念を定めるとともに、徳島県議会議員（以下「議員」という。）の責務、議会運営の原則、議会の役割等を明らかにすることにより、議員が県民の負託にこたえ、もって県民の福祉の増進、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 議会は、県政における最高議決機関として県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、眞の地方自治の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第三条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 県民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動に関し県民に説明する責任を果たすこと。
- 二 議会の本来の機能である政策の決定並びに知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行についての監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の在り方を絶えず検証し、継続的に議会改革に取り組むこと。

第二章 議員の責務及び活動

(議員の責務)

第四条 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、常に県民の意思及び県政の課題を把握するとともに、合議制の機関である議会の構成員として、議会活動を通じて県民の負託にこたえるものとする。

(議員活動)

第五条 議員は、前条に規定する責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 県政に関する県民の意思を把握し、県政に反映させること。
- 二 県政の課題及び政策に関する情報収集及び調査研究を行うこと。
- 三 本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- 四 議会活動に関する県民への広報を行い、県民に説明する責任を果たすこと。

(研さん及び調査研究)

第六条 議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研さん及び調査研究に努めるものとする。

(会派)

第七条 議員は、議会活動を円滑に行うこと及び把握した県民の意思を県政に効果的に反映させることを目的として、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題及び政策に関して会派内における意見の集約及び会派間の調整に努め、その結果

を議会活動に反映させるものとする。

(議員報酬等)

第八条 議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）及び徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の定めるところによる。

(政務活動費)

第九条 議員は、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。

2 議員は、政務活動費の使途を明らかにしなければならない。

3 政務活動費の交付については、徳島県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年徳島県条例第二十六号）の定めるところによる。

(倫理等の保持)

第十条 議員は、選挙により選出されたという公の立場を自覚し、県民の代表としての責任感を持ち、良心に従って、常に倫理及び品位を保持するよう努めなければならない。

(資産等の公開)

第十二条 議員は、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発展に寄与するため、その資産等を公開しなければならない。

2 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立のための徳島県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成七年徳島県条例第六十三号）の定めるところによる。

第三章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第十二条 議会は、県民に開かれ、透明性の高い運営を行うよう努めるものとする。

2 議会は、その機能が十分に發揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

3 議会は、言論の府として議員の発言を保障するとともに、議員相互間の討議等の方法によって活発な議論が行えるよう努めるものとする。

(定例会の回数)

第十三条 定例会の回数については、徳島県議会の定例会の回数を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第三十六号）の定めるところによる。

(委員会の運営等)

第十四条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能が十分に發揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

2 特別委員会は、県政の課題に対応するため必要がある場合に設置し、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、委員会の設置及び運営については、徳島県議会委員会条例（昭和三十四年徳島県条例第十二号）の定めるところによる。

(議員の定数及び選挙区)

第十五条 議会は、県民の意思を県政に十分に反映させることができるよう、議員の定数及び選挙区について、適切な見直しを行うものとする。

2 議員の定数及び選挙区については、徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十四年徳島県条例第四十一号）の定めるところによる。

第四章 議会の役割及び機能

（議決）

第十六条 議会は、議決により、県の意思を確定するものとする。

（予算に係る審査等の体制の整備）

第十七条 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

（政策の立案及び提言）

第十八条 議会は、議員の提案による政策条例の制定、決議等を通じて、独自の政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

（調査）

第十九条 議会は、議案又は県の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的な課題の解決を図るために必要な調査を行うものとする。

（調査、検討等を行う機関及び組織）

第二十条 議会は、本会議及び委員会における審議等によるほか、県政の課題の解決及び議会運営に関して必要があると認めるときは、調査、検討等を行うための機関及び組織を設置することができる。

（大規模な災害等への対応）

第二十一条 議会は、大規模な災害等が発生した際に迅速かつ的確に対応するための体制の充実強化に努めるものとする。

第五章 知事等との関係等

（知事等との関係）

第二十二条 議会は、二元代表制の下で、自らは議決権を有し、知事等は執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民の福祉の増進及び県勢の伸展に向け、自らの機能を十分に發揮しなければならない。

（知事等の事務の執行の監視等）

第二十三条 議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

（議会への説明等）

第二十四条 知事等は、予算の編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本的な計画等の重要な政策若しくは施策に係る基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する基本的な計画のうち、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例（平成二十四年徳島県条例第九十一号）第二条に規定する基本計画については、同条例の定めるところにより、その案の概要等を議会に報告するものとする。

3 知事等は、予算の編成方針の策定若しくは調製又は県政に係る基本的な計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、議会の政策の提案の趣旨を尊重するものとする。

第六章 県民との関係

(県民の意思の県政への適切な反映等)

第二十五条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に十分に反映させることができるよう、県民の議会活動への参加の機会の充実に努めるものとする。

2 議会は、県民の意思を審議に反映させるため、本会議及び委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度の積極的な活用に努めるものとする。

3 議会は、請願、陳情等があったときは、誠実に処理するものとする。

(議会活動に係る説明責任)

第二十六条 議会は、議会活動について、県民に対し説明する責任を果たすことにより、その透明性の確保に努めるものとする。

(広報広聴の充実)

第二十七条 議会は、様々な機会を通して議会に対する県民の意見を的確に把握するとともに、多様な媒体を活用して県民に対し議会活動に関する情報の提供を行い、県民に開かれた議会の実現に努めるものとする。

(情報公開)

第二十八条 議会は、徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）の定めるとところにより公文書の公開を行うほか、本会議及び委員会の会議録を広く県民が閲覧することができるようとするものとする。

第七章 議会改革

(議会改革の継続)

第二十九条 議会は、議会を取り巻く社会経済情勢の変化を的確にとらえ、県民の福祉の増進のため、議会運営が円滑かつ効率的なものとなるよう、議会改革に継続して取り組むものとする。

(議会改革行動計画の策定等)

第三十条 議会は、前条に規定する議会改革に関する取組を行うため、議会改革行動計画を策定するものとする。

2 議会改革行動計画は、議員が改選されるごとに見直すものとする。

3 議会は、議会改革行動計画について調査し、及び審議するため、議会改革検討会議を設置することができる。

第八章 議会事務局等

(議会事務局の機能の強化等)

第三十一条 議会は、議会の政策を立案する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織の整備に努めるものとする。

(議会図書室の適正な管理等)

第三十二条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第九章 最高規範性

第三十三条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならない。

第十章 補則

(見直し)

第三十四条 議会は、社会経済情勢の変化、県民の意思等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。